

## レンタル乗用車引り機 貸渡約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

- 1.借受人は、レンタル品を借渡を受ける人（以下「借主」という）は、この約款（以下「約款」という）及び別記の定めるところにより、レンタル乗用車引り機（以下、レンタル品という）を借受人に貸渡するものとし、借受人はこれを借受けるものとする。なお、約款及び別記に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。
- 2.借受人は、約款及び別記の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約約款及び別記に優先するものとする。

### 第2章 予約

#### 第2条 (予約の申込)

- 1.借受人は、レンタル品を借渡を受けるにあたって、当社所定のコピー書等と同様のうえ、当社所定の方法により、予約使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、返還の日の確保等（以下「貸渡条件」とい）を明記して予約の申込を行うことができます。
- 2.当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社が保有するレンタル品の範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとする。

### 第3条 (予約の変更)

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承認を受けなければならないものとする。

### 第4条 (予約の取消等)

- 1.借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタル品の貸渡契約を締結するものとする。
- 2.借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタル品貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとする。
- 3.借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受渡済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 4.当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受渡済の予約申込金を借受人に返還します。
- 5.前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとする。この場合、当社は受渡済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 6.借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何の請求をしないものとする。

### 第5条 (代替レンタル品)

- 1.当社は、借受人から予約のあった商品、付属品、オプション用品の種類等々の条件（以下「条件」という）に該当するレンタル品の貸渡ができるときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとする。
- 2.当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタル品を貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタル品（以下「代替レンタル品」という）の貸渡を申し込むことができるものとする。
- 3.借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時の同一の借受条件で代替レンタル品を貸渡するものとする。この場合、借受人は、代替レンタル品の貸渡料金を予約のあった条件のレンタル品の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとする。
- 4.借受人が別記の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとする。

### 第6条 (予約業務の代行)

- 1.借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込を行うことができます。
- 2.前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に對してするものとする。

### 第7章 貸渡

#### 第7条 (貸渡契約の締結)

- 1.借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとする。
- 2.借受人は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び別記で借受人の義務を定められた事項を遵守するものとする。
- 3.当社は、貸渡原票に借受人の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転者の運転免許証の提示を求めます。
- 4.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身分を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
- 5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとする。
- 6.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金金の払戻方法を指定することができます。
- 7.当社は、借受人又は運転者が前5項に記われない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとする。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとする。

### 第8条 (貸渡拒絶)

- 1.当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとする。貸し渡すレンタル品の貸し出しに運転免許証の提示をせず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。酒気帯びていると認められるとき。麻薬、覚せい剤、ドラッグ等による中毒状態等を呈していると認められるとき。当社及び他方で過去の貸渡しにおいて、貸渡約款違反の事実があったとき。約款及び別記に違反する行為があったとき。その他、当社が不適当と認めたとき。
- 2.社会的勢力の排除
借受人又は運転者が以下に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）である事が判明した場合には、何らの報告を要せず、本契約を解除する事ができる。
暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総合型等組合等・社会福祉等組合及びその関係団体等組織・その他前項に該当する者
借受人又は運転者が反社会的勢力と以下の各号の一つで当該する関係を有することが判明した場合には、何らの報告を要せず、本契約を解除することができる。
反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき
反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められたとき
自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
反社会的勢力に対して資金を貸付し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
その他貸受等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に距離をとり得べき関係を有しているとき
4.借受人又は運転者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一つでも該当する行為をした場合には、何らの報告を要せず、本契約を解除することができる。
暴力団の要請行為
法的な責任を超えた不当な要求行為
取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
風説を流布し、偽り又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
その他前各号等する行為
5.借受人又は運転者が下着又は再委託業者（下着又は再委託業者が実施したときは、その会社を含む、以下同じ。）が第3項に該当しないことを認め、自らも同程度もしくはそれ以上該当しないことを誓約する。
借受人又は運転者は、その下着け又は再委託業者が赤字に該当することが契約時に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
借受人又は運転者は、前各号の規定に反した場合は、本契約を解除することができる。
6.借受人又は運転者の下着若しくは再委託業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は下着け、若しくは、再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入に事実を当社に報告し、当社の捜査機関への連絡及び申請当社の報告に必要な協力を行うものとする。また、借受人又は運転者が前号の規定に、違反した場合、当社は何らの報告を要せず、本契約を解除することができる。
7.当社は本条各号の規定により本契約を解除した場合には、借受人又は運転者に損害を加えるものとする。借受人又は運転者は、借受人が何らの損害を賠償しない賠償することはできない。
また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、借受人又は運転者はその損害を賠償するものとする。
8.前項にかかわらず、次の各号の命により、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとする。
貸渡しできるレンタル品がないとき。
借受人又は運転者が18歳未満の場合。
9.前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとする。

### 第9条 (貸渡契約の成立等)

- 1.貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタル品（付属品を含む、以下同じ）を引渡したときに成立するものとする。この場合、受渡済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。
- 2.前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとする。

### 第10条 (貸渡料金)

- 1.貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとする。
貸渡料金は、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれ金額又はその割合を料金表に明示する。
基本料金：オプション費用・燃料代・配車引取料・その他の料金
2.基本料金は、レンタル品の貸渡料に、弊社ホームページに記載する利率によるものとする。
4.当社は、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に決定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとする。

### 第11条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第9条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承認をを受けなければならないものとする。

### 第12条 (盗難賠償等)

- 1.当社は、貸出中に盗難・火災等をしたレンタル品を貸渡するものとする。
- 2.借受人又は運転者は、レンタル品の貸渡にあたり、車体外傷及び付属品の破損を行い、レンタル品に不良箇所がないことを確認するとともに、レンタル品が借受条件を満たしていることを確認し納付の上で借り受けるものとする。

### 第13条 (貸渡返の交付・執行等)

- 1.当社は、レンタル品を引渡したときは、所定の貸渡返を借受人に交付するものとする。
- 2.借受人又は運転者は、レンタル品の使用中、前項により交付された貸渡返を滞りしなければならないものとする。
- 3.借受人又は運転者は、貸渡返を滞りしたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

### 第4章 使用

#### 第14条 (借受人の管理責任)

借受人又は運転者は、レンタル品の引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタル品を使用し、保管するものとする。

### 第15条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタル品について、毎日使用前に前日日常点検整備を実施しなければならないものとする。

### 第16条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
当社の承諾及び許可を受けることなくレンタル品を転貸又はこれに譲渡すること。
レンタル品所定の使用目的以外に使用し又は用途の転用を以ての転貸又は転借をすること。
レンタル品を盗難又は転売し、第三者に転貸する又は転借の目的に於ける悪意の行為をすること。
レンタル品の車両番号等を偽造若しくは変造し、又はレンタル品を改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。
当社の承諾を受けなく、レンタル品を各種キャスト若しくは競技に使用し（サーキット走行や本舗舗路を含む一般公道以外の走行又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
法令又は公序良俗に違反してレンタル品を使用すること。
レンタル品を三重県外に持ち出すこと。
その他前条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

### 第17条 (運転免許)

- 1.借受人又は運転者は、レンタル品は原則として公道走行不可に不開らず公道交通法に定める運転免許をしたときは、運転免許後直ちに運転免許をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出現し、自らの責任と負担で運転免許に係る反則金等及び運転免許に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとする。
- 2.当社は、警察からレンタル品の運転駐車車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタル品を移動させ、レンタル品の使用期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出現して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
なお、当社は、レンタル品が警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタル品を管轄から引取り取る場合があります。
また、前項の指示を受けた後、当社の判断により、違反処理の状況を交通関係知事及び所轄警察・保安証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとする。
また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・報告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル品の返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違反駐車をした事実及び警察署等に出現し、違反者として法律上の措置に供すること等を否認する旨の届出所定文書（以下「自認書」という）に自署するものとする。
- 3.約款前項の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡返等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める併用票、自認書及び貸渡返等の資料を提出することに同意する。
- 4.借受人又は運転者がレンタル品返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタル品の探検に要した費用（以下「探検費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとする。
探検費用並び車両管理費用
当社が別に定める駐車違反返納金（上記①の返還返金と同額と併せ、以下「駐車違反金」という）
5.借受人又は運転者が、第3項に基づき駐車違反返納金を当社に支払った後、借受人又は運転者が罰金又は反則金を納付し、当社にその納付書、領収書等を提示した場合、又は当社が返還返金の還付を現実を受けたときは、当社はすみやかに受取った駐車違反返納金相当額から返金に要する費用を差引いた金額を借受人又は運転者に返還する。

### 第5章 返還

#### 第18条 (借受人の返還責任)

- 1.借受人は、レンタル品を借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。
- 2.借受人は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタル品を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

### 第19条 (レンタル品の確認等)

- 1.借受人は、当社立会いのもとに、レンタル品を返還の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとする。
- 2.借受人は、レンタル品の返還にあたって、レンタル品内蔵の借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタル品の返還後を通じて保管の責を負わないものとする。

### 第20条 (レンタル品の返還場所等)

- 1.借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と経過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとする。
- 2.借受人は、第11条による当社の承認を受けなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金を追加、超過した時間に応じた経過料金の借渡料を支払うものとする。

### 第21条 (レンタル品の返還場所等)

- 1.借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用（以下「返送費用」という）を負担するものとする。
- 2.借受人は、第11条による当社の承認を受けなく所定の返還場所以外の場所にレンタル品を返還したときは、返送費用の借渡料を支払うものとする。

### 第22条 (レンタル品が返還されなかった場合の措置)

- 1.当社は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、刑事訴訟を行うなどの法的手続きのほか、レンタル品の所在を確認するのに必要な措置を実施するものとする。
借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
2.前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探検及びレンタル品の回収に要した金額費用等を当社に支払うものとする。

### 第23条 (貸渡情報登録と利用の同意)

- 1.約款前項の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号を含む車載的な貸渡履歴に基づく情報（以下「貸渡履歴」という）が当社に運営するレンタル品貸出システムに登録されることに同意するものとする。
借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第17条第6項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。
前条第2項各号に該当したとき。
2.約款前項の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次に掲げる事項に同意するものとする。
当社に登録された貸渡履歴が加盟店に利用されること。

### 第6章 故障・事故・盗難時の措置

#### 第24条 (レンタル品の故障)

借受人又は運転者は、使用中にレンタル品の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

### 第25条 (事故・故障)

- 1.借受人又は運転者は、使用中にレンタル品にかかわる事故・故障が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。
直ちに事故・故障の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
前号の指示に基づきレンタル品の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。
事故・故障に関し第三者に連やかに報告すること。
事故に関し相手方と当該その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
2.借受人又は運転者は、前項の指示から責任を引いて事故・故障の修理・処分を受けるものとする。
3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
4.レンタル品を使用中に事故を起こし、車両（レンタル品）に損害を与えた場合は、営業補償の一部として下記の料金を申し受けます。営業補償は、事故が起こった場合にかかる修理費用とは別に掛かる費用とします。
予定の営業場にレンタル品を返送できなかった場合（自走不可能な場合）10万円
5.当社は、借受人又は運転者のため事故・修理の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

### 第26条 (盗難)

借受人又は運転者は、使用中の車両管理責任を負い、使用中にレンタル品の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- 直ちに最寄りの警察に通報すること。
直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
盗難・被害に関し当社及び契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
2.借受人の車両等については、借受人に全責任があるものとし、盗難された車両の車両代金金額（車両代金の一部として50万円）を当社に支払うこと。

- 1.借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタル品が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 2.借受人又は運転者は、前項の場合、レンタル品の引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受渡済みの貸渡料金を返還しないものとする。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
- 3.故障等が貸渡所に存した原因による場合は、借受人は当社から代替レンタル品の提供を受けられるものとする。なお、代替レンタル品の提供条件については、第5条第3項を適用するものとする。
- 4.借受人が前項の代替レンタル品の提供を受けないときは、当社は受渡済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタル品を提供できなかった場合も同様とします。
- 5.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、営業補償の貸渡料金を、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 6.借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタル品を使用できなかったことにより生ずる損害・損失について当社（貸主）に対し、いかなる請求もできないものとする。

### 第7章 賠償及び保証

#### 第28条 (借受人による賠償及び営業補償)

1.借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2.借受人は、前項のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタル品の汚損等により当社がそのレンタル品を利用できないことによる損害については料金を定めることによるものとし、借受人はこれを支払うものとする。

### 第29条 (賠償及び保証)

- 1.当レンタル品は、公道走行不可につき弊社で加入している保険はございません。
事故・貨物・盗難による被害は、全て借受人の責において補償・弁済するものとする。
タイヤのパンク修理・交換費用、給油による油断補償、キー失効・交換は借受人又は運転者の自己負担にて補償するものとする。

### 第30条 (貸渡契約の解除)

1.当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び別記に違反したときは、何らの通知・報告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル品の返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受渡済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

### 第31条 (同意解除)

- 1.借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、受渡済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。但し、24時間以内の解約の場合は、返金しないものとする。
解約手数料＝（予定借受期間に対応する基本料金）－（貸渡から返還までの期間に対応する基本料金）×50%

### 第8章 総則

#### 第32条 (貸渡場所の解除)

- 1.当社は、借受人は運転者が借受期間中に約款及び別記に違反したときは、何らの通知・報告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル品の返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受渡済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

### 第33条 (同意解除)

1.借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとする。この場合当社は、受渡済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。但し、24時間以内の解約の場合は、返金しないものとする。

### 第9章 個人情報

#### 第34条 (個人情報の利用目的)

1.借受人（貸渡契約の申込しようとする者を含む）及び運転者（以下各々「借受人」、「運転者」という）は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとする。
レンタル品の事業許可を受けた事業者として貸渡契約書締結時に貸渡履歴を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
借受人は運転者の本人確認及び審査を行うこと。

保険、その他当社において取扱う商品・サービス等又は取扱いイベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内すること。

商品開発等又はお客様満足向上と業務改善の目的から、借受人又は運転者からアンケート調査を実施すること。

個人情報等を統計的集計・分析し、個人を識別・特定できない範囲に加工したデータを作成するため。

2.前記に定めでない目的外に借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

### 第35条 (個人情報に登録及び利用の同意)

借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号を含む個人情報、7年を超えない期間登録されることに同意するものとする。

当社が借渡交通法第51条の4第1項に基づいて返還返金金の納付を命じられた場合

当社に対して第17条及び第6条に規定する駐車違反返納金等の金額の支払いがない場合

第22条及び第64条に規定する不返還であったと認められる場合

### 第10章 総則

#### 第36条 (格差)

当社は、約款及び別記に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務と一つでも相殺することができるものとする。

### 第37条 (消費税)

借受人は、約款及び別記に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとする。

### 第38条 (運送損害等)

借受人又は運転者及び当社は、約款及び別記に基づき金銭債務の履行を行ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による運送損害金を支払うものとする。

### 第39条 (準拠法等)

- 1.準拠法は、日本法とします。
  - 2.契約約款と英文約款が相違があるときは、英文約款によるものとする。
- 第40条 (約款及び別記)**
- 1.当社は、予告なく約款及び別記を改訂し、又は約款の細則を別記に定めることができるものとする。
  - 2.当社は、約款及び別記を改訂し又は別記に細則を定めるときは、当社の営業店舗に提示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にてこれを記載するものとする。これを改定した場合も同様とする。
- 第41条 (管轄裁判所)**
- この約款及び別記に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専断的合管轄裁判所とします。
- 【予約取料金（キャンセル料）】**
- ご利用日の3日前まで・・・・・・・・・・・・・・無料
  - ご利用日の3日前から2日前まで・・・・・・・・ご利用料額の20％
  - ご利用日直前の営業時間内・・・・・・・・ご利用料額の80％
  - ご利用当日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ご利用料額の100％

### (備註)

- ・使用不能の場合・・・・代替品の購入金額の100％
- ・修理を要する場合・・・・修理代金の100％

※ 18時間以上のキャンセルは、翌日のキャンセル扱いとなります。

レンタル乗用車引り機 貸渡約款確認 署名欄